

不足額給付についてよくある質問（Q＆A）

1. 制度について

Q1-1 不足額給付とは、どのような制度ですか

A1-1

「不足額給付」とは、次の事情により、令和6年度に実施した調整給付の支給額に不足が生じる場合に、令和7年度に追加で支給を行うものです。

①調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したことで、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた場合（不足額給付1）。

詳しくは、ウェブサイト ID1061367 （1）定額減税しきれず不足額が生じた方【不足額給付1】をご確認ください。

②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付（住民税非課税世帯への給付等）の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった場合（不足額給付2）。

（例）事業専従者（青色・白色）、合計所得金額48万円超の非課税者 など

詳しくは、ウェブサイト ID1061367 （2）定額減税や低所得世帯向け給付のいずれも対象とならなかった方【不足額給付2】をご確認ください。

Q1-2 令和6年度調整給付とは何ですか

A1-2

令和6年度に実施した定額減税において、定額減税しきれないと見込まれる方へ、速やかな給付を目的に、「令和6年度個人住民税所得割額」と令和6年分所得税額が確定する令和6年12月31日を待たずに令和5年の所得等を基に推計した「令和6年分推計所得税額」から定額減税しきれないと見込まれる額を支給した給付金のことです。

Q1-3 不足額給付金の支給額はどのように算定するのですか

A1-3

昨年度支給した令和6年分推計所得税額等から算出した「調整給付金」と今年度確定した令和6年分所得税額等を基に計算した本来給付すべき給付金額との間で差額（不足）が生じる場合はその差額を支給します（不足額給付1）。

さらに上の条件とは別で、本人が不足額給付1の算定対象外で、税制度上「扶養親族」の対象外（事業専従者（青色・白色）、合計所得金額48万円超の非課税者など）で、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に、原則4万円を支給します（不足額給付2）。

Q1-4 令和6年分の源泉徴収票に「控除外額」が記載されていました。この金額が支給されるのでしょうか

A1-4

「控除外額」＝「不足額給付額」とは限りません。控除外額は、その源泉徴収票における年末調整の結果による所得税の定額減税可能額のうち、令和6年分の所得税から控除しきれなかった額です。前年の調整給付金で先行して受給している場合や他の所得がある場合もあるため、控除外額として記載の額が不足額給付金として支給されるわけではありません。

Q1-5 「定額減税可能額」とはなんですか

A1-5

「定額減税可能額」とは、令和6年分所得税、令和6年度個人住民税において減税すべき額です。

具体的には、納税義務者本人+扶養親族等の数に、所得税 30,000 円、住民税 10,000 円をそれぞれ乗じた額の合計額になります。

(例) 扶養親族等が2名いる場合

定額減税可能額(所得税分) = (本人+扶養親族数) × 3万円 = 90,000 円 (3名×3万円)

定額減税可能額(住民税分) = (本人+扶養親族数) × 1万円 = 30,000 円 (3名×1万円)

2. 対象について

Q2-1 私は不足額給付の対象になりますか

A2-1

不足額給付の対象となる方には、令和7年8月1日以降、給付金額を記載したご案内を送付しています。

ただし、給付対象者となる方の中には、市が課税情報等から把握できない方もおり、一宮市から案内ができない場合があります。該当していると思われるのに9月になってもご案内が届かない場合は、市民税課にお問い合わせください。

Q2-2 令和6年中に一宮市に転入した場合、不足額給付は一宮市からもらえますか

A2-2

不足額給付を支給するのは、令和7年度に個人住民税を課税する自治体(原則は令和7年1月1日に住民登録がある自治体)になりますので、支給要件を満たしていれば、一宮市から不足額給付を支給します。

ただし、令和6年中に一宮市に転入された方は、前住所地に令和6年度の税情報の調査を行っているため、該当している方へのご案内は9月以降になる予定です。該当していると思われるのに9月中旬になってもご案内が届かない場合は、市民税課にお問い合わせください。

Q2-3 退職により、令和6年中の収入が、令和5年中の収入と比べて大きく減りました。令和6年度に実施された調整給付金の対象ではなかったのですが、不足額給付はもらえますか

A2-3

令和6年中の収入及び所得税が確定し、定額減税しきれない場合には、不足額給付の対象となる可能性があります。

詳しくは、ウェブサイト ID1061367 (1) 定額減税しきれず不足額が生じた方【不足額給付 1】をご確認ください。

Q2-4 令和6年中に子どもが生まれて扶養親族が増えました。新たに生まれた子ども分はどうなりますか

A2-4

令和6年中に子どもが生まれ、扶養親族が増加した場合、追加で算定の対象となります。

ただし、個人住民税は令和5年12月31日、所得税は令和6年12月31日の現況によるため、所得税分 30,000 円のみが対象です。

詳しくは、ウェブサイト ID1061367 (1) 定額減税しきれず不足額が生じた方【不足額給付 1】をご確認ください。

Q2-5 事業専従者ですが、令和6年分の所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が0円のため、定額減税の対象とはなりませんでした。この場合、不足額給付は対象になりますか

A2-5

所得税、個人住民税所得割の税額がないことによって本人としての定額減税が受けられない方の中で、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない事業専従者の方については、1人あたり原則4万円の支援が行われるよう不足額給付（【不足額給付2】）の対象としています。

（注）このうち、調整給付や低所得世帯向け給付を受給している場合は給付対象となりません。

詳しくは、ウェブサイト ID1061367 （2）定額減税や低所得世帯向け給付のいずれも対象とならなかった方【不足額給付2】をご確認ください。

Q2-6 令和5年中と令和6年中の所得税の合計所得金額はそれぞれ48万円超ですが、各種控除を適用した結果、令和6年分所得税額と令和6年度個人住民税所得割額はともに0円です（所得税・個人住民税所得割ともに定額減税前）。不足額給付の支給はありますか

A2-6

原則として、合計所得金額が48万円超の方で所得税や個人住民税所得割が生じている方は、ご自身が定額減税の対象となりますが、各種控除の適用により所得税、個人住民税所得割の税額がいずれもないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない方については、1人あたり原則4万円の支援が行われるよう不足額給付（【不足額給付2】）の対象としています。

（注）このうち、調整給付（当初給付）や低所得世帯向け給付（住民税非課税世帯への給付等）を受給している場合は給付対象となりません。

詳しくは、ウェブサイト ID1061367 （2）定額減税や低所得世帯向け給付のいずれも対象とならなかった方【不足額給付2】をご確認ください。

Q2-7 令和6年中に海外から転入し、令和6年分所得税が発生しました。定額減税が引ききれなかった場合、不足額給付の対象となりますか

A2-7

令和7年1月1日時点で一宮市に住所がある方であれば、不足額給付の算定対象となります。ただしこの場合、個人住民税分の1万円は含まれず、所得税分の3万円のみを基礎として支給額を算定します。

Q2-8 令和6年6月以降に支給された調整給付金を受給していなくても、不足額給付を受けることはできますか

A2-8

不足額給付の支給要件を満たしていれば、調整給付を受給していなかったとしても不足額給付を受給することができます。

ただし、調整給付金の受給対象であったが受給されなかった場合、不足額給付の支給時に受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、やむを得ない事情がない限り、調整給付金分は差し引いて支給します。

Q2-9 課税されている家族が令和6年中に亡くなりました。不足額給付はもらえますか

A2-9

不足額給付は令和7年1月1日時点で、一宮市に住民登録がある方に対して支給しますので、令和6年中に亡くなられた方は不足額給付を受給することはできません。

Q2-10 課税されている家族が令和7年中に亡くなりました。不足額給付はもらえますか

A2-10

不足額給付の法的性格は、民法上の贈与契約であり、給付金の支給にあたっては、支給対象者の意思表示が必要になります。

支給対象者が「支給確認書」の申請前に亡くなられた場合は、贈与契約が成立しないため支給されません。

「支給確認書」の申請後に亡くなられた場合は、不足額給付の対象となり、他の相続財産とともに相続の対象となります。

Q2-11 令和7年度住民税が非課税でも不足額給付はもらえますか

A2-11

令和7年度の個人住民税が非課税又は均等割のみ課税されている人であっても、次の例に該当する場合は不足額給付の対象となります。

- 1 令和6年分の所得税が発生していて、かつ当初調整給付額に不足が生じていた場合。
- 2 令和6年度個人住民税の定額減税の対象であり、かつ当初調整給付額に不足が生じていた場合。

（注）住民税は翌年度課税、所得税は現年課税のため、課税の年がずれます。

例：令和6年度個人住民税（令和5年分所得にかかる住民税）

令和6年分所得税（令和6年分所得にかかる所得税）

（注）例に示した以外に、事業専従者や合計所得金額48万円超の方の内、条件を満たす方は不足額給付の対象となります。

Q2-12 令和7年中に子どもが生まれて扶養親族が増えました。不足額給付はもらえますか

A2-12

不足額給付の対象にはなりません。

（注）令和7年中の所得税の計算においては、扶養の状況は令和6年12月31日の状況を参照するため、令和7年中に扶養親族が増えたとしても、不足額給付には影響しません。

3. 申請手続きについて

Q3-1 不足額給付金の申請方法を知りたいのですが

A3-1

一宮市が対象者であることが見込まれることを把握できた方には、令和7年8月1日以降順次、給付金額を記載したご案内を送付します。

「支給のお知らせ」のご案内が届いた方には、口座変更希望等がなければ申請は不要で支給します。

「確認書」が届いた方は、「オンライン申請」か「郵送申請」のいずれかをお選びいただき、申請を行っていただきます。

ただし、給付対象者であっても、一宮市からのご案内が届かない場合もあります。その方は別途申請が必要になりますので、該当していると思われるのに9月中旬になってもご案内が届かない場合は、市民税課にお問い合わせください。

Q3-2 不足額給付金をオンライン申請したいのですが

A3-2

確認書等のご案内が届いた方にはオンライン申請が可能です。オンライン申請希望の方は、ご案内の書類に記載のある給付金申請フォームの二次元コードを読み取っていただき、「確認書番号（ID）」と「生年月日」を使ってログインし、申請してください。

Q3-3 確認書番号やIDはどこを見たらわかりますか

A3-3

確認書等に「確認書番号」や「あなたのID」が13桁の数字で記載されています。

Q3-4 確認書が届いたので申請をしましたが、自分の申請がどこまで進んでいるか確認したいです。

A3-4

申請状況については、ご案内に記載されている「申請状況照会サイト」の二次元コードを読み取っていただくことで審査状況をご確認いただけます。書類に記載の「確認書番号」や「ID」の13桁の数字を入力することで確認できます。

Q3-5 いつ頃入金されますか

A3-5

「支給のお知らせ」が届いた方は、口座変更希望等がなければ申請は不要で、令和7年9月上旬を振込予定日としております。振込後に振込通知を送付しますので、そちらでご確認ください。

「確認書」が届いた方で申請をされた方は、書類の不備がなければ申請受付から概ね1か月程度で支給します。

確認書に記載されている二次元コードからオンライン申請をご利用いただきますと、より早い支給が可能となります。

Q3-6 案内が届きましたが、辞退したいのですが

A3-6

「支給のお知らせ」が届いた方は、申出期限の8月14日までに「私は給付金を辞退します」にチェックを入れていただき書類をご返送いただくか、オンライン申請にて給付金辞退の申し出を行ってください。申出期限前であれば支給を止めることができます。

それ以外の案内が届いた方は、申請をしなければ支給はされません。

4. その他

Q4-1 受給した不足額給付金は課税の対象となりますか。

A4-1

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」に基づき、非課税です。

Q4-2 令和6年度の調整給付の振込通知書をなくしてしまった場合、再発行してもらえますか

A4-2

一宮市が発行した「定額減税 調整給付金のご案内（調整給付金の支給額及び算出式）」は再発行することができます。「調整給付支給額 再発行申請書」に切手を貼った返信用封筒と本人確認書類を同封して、一宮市市民税課へ郵送にてご提出ください。